

新型コロナウイルス感染症対策に係る

住民接種 実施計画(2版)

令和3年6月

九度山町 住民課

新型コロナウイルス感染症対策に係る住民接種 実施計画

第1 実施計画の趣旨

第2 基本的考え方

第3 対象者

1. 対象者について
2. 接種順位
3. 接種対象者数の試算
4. 対象者への連絡

第4 接種体制の構築等

1. 基本的考え方
2. 実施期間
3. 実務体制の確保
4. 接種会場
5. 予約受付
6. 予防接種への同意
7. ワクチンの確保
8. 接種費用の支払い
9. 町民への接種勧奨、情報提供、相談受付
10. 健康被害救済の申請受付、給付
11. 接種記録の管理
12. その他

初版:令和3年6月8日

改訂履歴・内容

改訂履歴	発出日	項目	内容
初版	令和3年3月26日		初版
2版	令和3年6月7日	第3-1 ◆対象者について	接種対象年齢が12歳以上に引き下げられる
		第3-2 ◆接種順位 ◆基礎疾患を有するの範囲 ◆接種におけるタイムスケジュール	ワクチンの供給単位を踏まえ、高齢者に対する接種時期であっても、高齢者以外の対象者に接種を行う事は差し支えない 新たな項目を追加 令和3年4月以降のスケジュールを記載
		第3-3 ◆接種対象者数の試算	12歳以上～16歳未満追加
		第4-4 (2) ◆集団接種	集団接種について 別途集団接種マニュアルを作成する 委託料について
		第4-7 ◆ワクチンの確保	1バイアルあたりの接種回数について 保存期間について 接種対象年齢の引き下げ

新型コロナウイルス感染症に係る住民接種実施計画

第1 実施計画の趣旨

新型コロナウイルス感染症の蔓延を予防するため、予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条の規定に基づき、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県知事の協力を得て、市町村が予防接種を行うことになる。国の「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要項」等を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、ワクチンの住民接種を円滑に実施し、もって九度山町民の安全・安心を確保するため、九度山町新型コロナウイルス感染症対策に係る住民接種実施計画(以下、「実施計画」という。)を定める。なお本実施計画は、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 基本的考え方

住民接種の実実施計画策定にあたり、以下の点に留意すること。

1. 実際に住民接種が行われる際に、円滑に実施できるよう、伊都医師会や医療機関等と十分協議する。
2. 住民接種の対象者が他の対象者から感染することがないように、接種医療機関及び接種施設において予約等に時間的余裕を設ける等の対策を講じ、感染予防に十分配慮をする。
3. 住民接種の実施にあたって、あらかじめ接種を行う医師等に対し、実施計画の概要、接種対象者等について協議しながら進める。
4. 新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないように、必要な医療体制の維持に配慮する。

第3. 対象者

1. 対象者について

- (1) 原則として九度山町において、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。

※ファイザー株式会社コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチンを用いて、接種を受ける日に当該市町村に居住する12歳以上の者に対して新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を実施する。

- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく、いわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外される。
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者、その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると町長が認めるものについても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。やむを得ない事情については、別に定めるものとする。

2. 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保されるワクチンの量に限りがあるため、予防接種の手引きに示す接種順位と接種の時期に応じて接種を行う。

接種の順位は以下のとおり。ただし、町が接種体制を調整する対象者は、高齢者以下の順位の者とする。

1	医療従事者等	新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む。)に直接医療を提供する施設の医療従事者等(新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。)
2	高齢者	令和3年度中に65歳以上に達する方 ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。
3	基礎疾患を有する者	1. 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院あるいは入院している方 <ul style="list-style-type: none"> ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病(高血圧を含む。) ・慢性の腎臓病 ・慢性の肝臓病(肝硬変等) ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。) ・免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。) ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等) ・染色体異常 ・重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態) ・睡眠時無呼吸症候群 ・重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合) 2. 基準(BMI30以上)を満たす肥満の方
3	高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等(介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等)において、利用者に直接接する職員(市町村の判断により、一定の居宅サービス事業所等及び訪問サービス事業所等の従事者も含まれる。)
3	60～64歳の者	令和3年度中に60～64歳に達する者については、基礎疾患を有する者と同じ時期に接種を行う。
4	上記以外の者	ワクチンの供給量や地域の実情を踏まえ、順次接種。ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に実施に関する手引き 3版より)

※ワクチンの供給単位等を踏まえ、接種を希望する高齢者数を上回るワクチンの供給が得られた場合には、高齢者に対する接種時期であっても、接種順位にかかわらず、高齢者以外の接種対象者を対象に接種を行うことは差し支えない。

接種に係るタイムスケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
医療従事者等へのワクチン接種	→						
65歳以上の方へ接種券発送	発送済み						
65歳以上の方へワクチン接種	→						
65歳未満の方へ接種券の発送		→					
65歳未満の方へ接種				→			
12歳以上～16歳未満の方へ接種券の発送					→		
未接種者への接種確認							→

3. 接種対象者数の試算

(令和3年2月5日現在の住民基本台帳による総人口4,054人より算出)

医療従事者	人口の3%	122人
高齢者	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計(市町村別)	1,944人
基礎疾患を有する者	総人口の6.3%(20歳～64歳の場合)	255人
高齢者施設の従事者	総人口の1.5%	61人
60歳から64歳の者	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の60～64歳以上の者の合計(市町村別)	261人
上記以外の者	総人口から、高齢者、医療従事者等、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の者を除いた人数	1,411人
	16歳未満	302人
総人口	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口(市町村別)	4,054人

(追加：令和3年4月1日 基準日)

15歳	平成18年度生まれ：中学3年生	22人
14歳	平成19年度生まれ：中学2年生	28人
13歳	平成20年度生まれ：中学1年生	37人
12歳	平成21年度生まれ：小学6年生	29人
		合計 116人

4. 対象者への連絡

接種順位に従い、次の4段階に分けて接種券を送付する。

- 1 高齢者:75歳以上
- 2 高齢者:65歳以上75歳未満
- 3 高齢者以外の者(16歳以上～64歳以下)
- 4 12歳以上～16歳未満

第4 接種体制の構築等

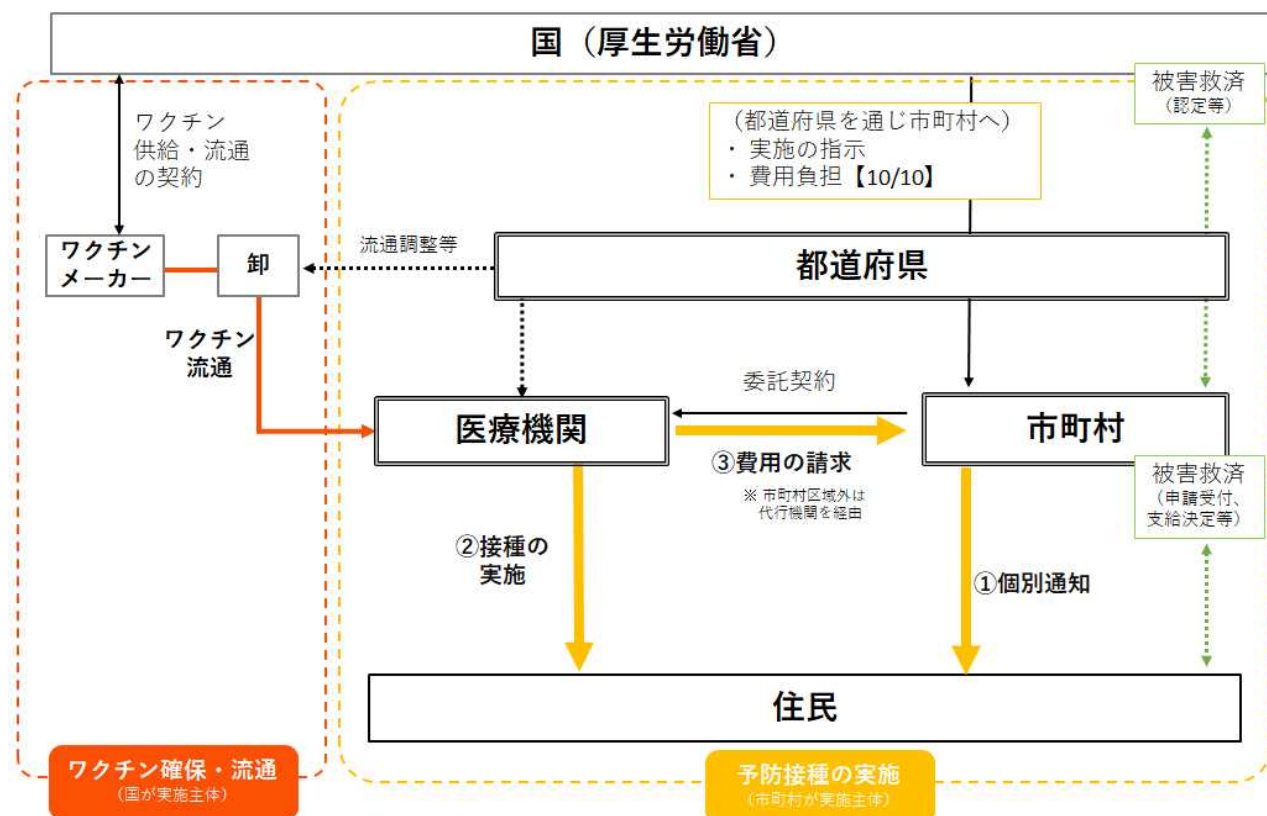
1. 基本的考え方

町は、伊都医師会と連携し、町民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、全庁的に必要な体制を整え、町民の安心安全に資する。

なお、集団免疫を構築するのに、約70%が必要な割合とされていることに鑑み、町民の70%の接種を目標とし希望する100%の町民の早期接種の早期実現を図る。

※目標接種率:集団免疫を構築するのに必要な割合 65%～70% (2020.11.18 ロイター通信)

事業イメージ



2. 実施期間

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施期間は令和3年2月17日から令和4年2月28日まで。

3. 実務体制の確保

接種までの準備にあたっては、平時の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれる。担当課内で新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員の確保、業務の優先順位及び内容等を考慮し、計画を持って業務にあたる。

4. 接種方法(会場)

町内医療機関等、医療機関以外の会場で町が設置する集団接種会場とする。なお、これによりできない場合は、別途接種会場を確保する場合がある。12歳以上～16歳未満の方については教育委員会との協議により進めていく。

(1) 個別接種(町内医療機関等)

町内医療機関とは、町内の医療機関のうち、集合契約に参加し、接種医となっている医療機関とする。65歳以上高齢者接種は医療機関接種とする。

町内医療機関

医療機関名	住 所	電話番号
横手クリニック	九度山町800	5 4 - 3 1 1 1
保脇整形外科医院	九度山567-1	5 4 - 2 0 1 7
萩原内科・小児科	九度山1168-2	5 4 - 3 3 0 9

※接種に必要な物品等は医療機関が準備するものとする。

(2) 集団接種: 65歳以上高齢者接種以降の対象者については集団接種を導入する。

集団接種会場は町が医療機関以外の会場で集団接種を行うために設置する会場とし、接種会場の設置場所や施設については、町内医療機関と協議を行い、公共施設を確保し実施する。本町の集団接種予定会場として九度山町ふるさとセンター2階を実施予定とする。

※人員確保の看護師については、町が町内医療機関医師と協議し、覚書において約定する。なお薬剤師の確保については伊都薬剤師会の協力を得る。

※別途『九度山町コロナワクチン集団接種運営マニュアル』を作成し実施する。

(3) 高齢者施設及び介護事業者等への接種について

高齢者居住施設については、施設と協議のうえ、施設内接種を行う必要がある。その場合、施設勤務者も同会場での接種が望ましい。この場合、65歳以上の者の接種開始後施設側が証明書を発行することにより優先接種が可能となる。

施設において、契約医等の医師がいる場合は契約医等により接種が実施されるように支援する。契約医等がない場合は、事業者、医療機関、町で協議を行う。

5. 予約受付

個別接種①町内65歳以上高齢者の方は直接医療機関に予約。

②16歳以上～65歳未満の方は接種券に意向葉書を同封し、接種希望医療機関を調査。コールセンターが町内3医療機関別に連名簿作成し医療機関に提出後、医療機関から予約の連絡をしていただく。

③町外医療機関希望の方は直接医療機関に予約していただく。

集団接種:16歳以上～65歳未満の方は接種券に意向葉書を同封し、集団接種希望者にはコールセンターより予約の日時を案内をする。

ワクチンの特性に応じ、1日1か所あたりの接種人数を可能な限り無駄なく多くの住民が利用できるよう配慮する。

6. 予防接種への同意

(1) 予診票

予診票については、国が示す様式を使用し、接種券(クーポン券)に同封する。

(2) 接種不相当者及び予防接種要注意者

予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者、又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。

また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

(3) 接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行った上で、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り行うものとする。

7. ワクチンの確保

町は、県から割り当てられた新型コロナワクチンを町内医療機関、集団接種会場に割り当てる。また、冷凍ワクチンを町内医療機関、集団接種会場に冷蔵移送を行う際は、専用の保冷バッグ等を使用して、町が責任をもって移送する。

新型コロナワクチンの特性（現時点での想定）

※薬事承認前であり、
全て予定の情報です。

	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田／モデルナ社
規模	1.2億回分 (6千万人×2回接種)	1.2億回分 (2回接種が想定されており、その場合 6千万人分に相当)	5千万回分 (2千5百万人×2回接種)
接種回数	2回(21日間隔)	2回(28日間隔)	2回(28日間隔)
保管温度	-75°C±15°C	2～8°C	-20°C±5°C
1バイアルの単位	6回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単位 (一度に接種会場に配送される最小の数量)	195バイアル (1170回接種分)	10バイアル(100回接種分) ※供給当初300万バイアル分 2バイアル(20回接種分) ※残り900万バイアル分	10バイアル (100回接種分)
バイアル開封後の保存条件 (温度、保存可能な期間)	(室温で融解後、接種前に生理食塩液で希釈) 希釈後、室温で6時間	(一度針をさしたもので以降) 室温で6時間 2～8°Cで48時間 希釈不要	(一度針をさしたもので以降) 2～25°Cで6時間(解凍後の再凍結は不可) 希釈不要
備考	<ul style="list-style-type: none"> • 医療機関では、ドライアイス又は超低温冷凍庫で保管 ※医療機関でのドライアイス保管は10日程度が限度 →10日で1170回の接種が必要 ※最大5日間追加での冷蔵保管可(2～8°C) 		<ul style="list-style-type: none"> • 医療機関では、冷凍庫で保管(-20°C±5°C)

※ファイザー社製のワクチンは、特殊なシリンジをのぞき、一般的なシリンジでは、1バイアルあたり5回分となる。高齢者接種にあてる4月26日の週配送分1箱については1バイアル5回分として開始する。なお、5月17日の週配送分より1バイアル6回分となっている。

※ファイザー社製のワクチンは当初-90度～-60度の超低温冷凍で保管が必要とされていたが、3月の改訂で超低温の冷凍温度帯から-25度～-15度の一般冷凍温度帯に移した後、最長14日の保管が可能となった。

更に5月31日付けで添付文書の改訂が行われ2～8度で1か月の保存が可能となった。

8. 接種費用の支払い

町民が伊都橋本管内の医療機関及び集団接種会場で予診や接種を受けた場合は、町が直接支払いを行う。ただし伊都橋本管内以外の医療機関等で予診や接種を受けた場合は、和歌山県国民健康保険連合会より請求を受けて支払う。

※委託料について(伊都橋本管内統一) 時間外・休日の接種加算については協議中。

9. 町民への情報提供、相談受付

町は、町民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種期間、接種場所等の情報を積極的に提供するとともに、相談受付窓口を設置する。

九度山町電話相談窓口(コールセンター) 令和3年3月30日(火)開設
0736-54-2159
受付時間:9時00分~17時00分(月曜日~金曜日の平日)

和歌山県新型コロナウイルスワクチン相談窓口 令和3年3月16日(火)開設
073-441-2593
受付時間:9時00分~18時00分(平日・土日・祝日)

厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)
0120-761770(フリーダイヤル)
受付時間:9時00分~21時00分(平日・土日・祝日)

ファイザー新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル
0120-146744(フリーダイヤル)
受付時間:9時00分~20時00分(平日・土曜)

10. 健康被害救済の申請受付、給付

新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、健康被害救済給付の申請を受け、国が接種による健康被害と認定したときは、救済給付を行う。

ワクチン接種後副反応が疑われる症状が出た場合は、

①まずは、身近な医療機関(ワクチン接種を受けた医療機関、かかりつけ医)を受診。

②診察の結果、専門的な対応が必要と判断された場合は、専門的医療機関を紹介。

(予防接種後の副反応による健康被害については予防接種法附則第15条の規定に基づき厚生労働大臣が認めた者について救済給付が行われる。救済給付にかかる費用は、同法附則第7条第3項の規定により、国が負担する。)

11. 接種記録の管理

町は、町民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、その記録を電子データに登録し、管理する。

12. その他

本計画に定めないものは、都度、担当部門、庁内、伊都医師会、医療機関等と協議を行い、決定するものとする。